

平成24年第4回  
組合議会定例会議事録

招集日 平成24年11月15日

招集場所 ふじみ衛生組合 大会議室

ふじみ衛生組合議会



# 平成24年第4回 組合議会定例会議事録

招集日 平成24年11月15日(木)

招集場所 ふじみ衛生組合 大会議室

## 1. 出席議員(10名)

1番 平野 充

2番 宮本 和実

3番 鮎川 有祐

4番 広瀬 美知子

5番 林 明裕

6番 緒方 一郎

7番 嶋崎 英治

8番 穴戸 治重

9番 石井 良司

10番 大城 美幸

## 2. 欠席議員(0名)

### 3. 出席説明員

管 理 者	清 原 慶 子	副 管 理 者	長 友 貴 樹
参 与	河 村 孝	参 与	小 林 一 三
総 務 主 幹	竹 内 富 士 夫	総 務 主 幹	長 岡 博 之
清 掃 主 幹	斎 藤 忠 慶	清 掃 主 幹	三 ッ 木 吉 和
人 事 主 幹	山 口 忠 嗣	文 書 主 幹	一 條 義 治
財 務 主 幹	土 屋 宏	契 約 ・ 検 査 主 幹	岡 本 弘
出 納 主 幹 会 計 管 理 者	前 田 真 紀 子	監 査 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長	轟 孝 利
監 査 委 員	黒 田 克 司		
事 務 長	浜 三 昭	次 長	吉 野 弘 巳
リ サ イ ク ル セ ン タ ー 長	澤 田 忍	新 施 設 建 設 準 備 室 長	荻 原 正 樹
新 施 設 建 設 準 備 室 副 主 幹	佐 藤 昌 一	新 施 設 建 設 推 進 担 当 参 事	田 中 實
新 施 設 建 設 推 進 担 当 参 事	深 井 恭		

午前10時00分開会

○議長（林明裕君） おはようございます。これより平成24年第4回ふじみ衛生組合定例会を開会いたします。

新ごみ処理施設の新しい本会議場での初めての会議になります。よろしくお願いいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会期の決定

○議長（林明裕君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番鮎川有祐君及び8番穴戸治重君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第3 管理者報告

○議長（林明裕君） 日程第3、管理者報告に入ります。それでは管理者、お願いいたします。清原管理者お願いします。

○管理者（清原慶子君） 皆様、おはようございます。秋から冬へと移り行く季節の中ではございますが、両市とも定例議会を控えて何かとお忙しい時期に、議員の皆様には、先週の行政視察に引き続きまして、本日、平成24年第4回ふじみ衛生組合定例会をお願い申し上げまして、大変恐縮に存じております。

それでは、報告に入らせていただきます。本日報告をさせていただきます事項は、4件でございます。

ご報告の第1件目は、新ごみ処理施設についてでございます。新ごみ処理施設整備について6点ほどご報告を申し上げます。

1点目は、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況についてでございます。新ごみ処理施設建設工事は順調に進行しておりまして、現在の進捗率はおおむね95%でございます。建物につきましては、工場棟の工事及びプラント工事はほぼ完了し、煙突につきましても塗装工事を含め、完了しています。現在は、周回通路などの外構工事を行っているところで

す。  
なお、ふじみ衛生組合の事務所は10月29日から新ごみ処理施設3階に移転しております。これからも引き続き工事の安全に心がけてまいります。

2点目は、新ごみ処理施設の試運転についてでございます。試運転につきましては、10月1日から特別高圧の電力を受電し、設備の試運転調整を始めています。また、11月12日には事業者主催で火入れ式が行われました。そして、いよいよ12月3日からは両市の可燃ごみを受け入れ、試験焼却を開始する予定です。試運転工程の詳細につきましては、事務長より説明をいたさせます。

3点目は、地元協議会についてでございます。地元協議会につきましては、8月30日に第25回、9月19日に第26回、9月27日に第27回、10月16日に第28回の地元協議会を開催いたしました。次回は、11月28日に開催を予定しております。おかげさまで、平成23年1月の第12回地元協議会から実に17回にわたりご審議を重ねていただきました環境保全に関する協定書の協議が整いまして、現在は締結の事務手続を進めているところでございます。

なお、環境保全に関する協定書の概要につきましては、事務長より説明をいたさせます。

4点目は、新ごみ処理施設整備市民検討会についてでございます。市民検討会につきましては、次回は11月22日に第33回目の開催を予定しております。

5点目は、新ごみ処理施設建設工事見学会についてでございます。第3回目の工事見学会につきましては、11月25日曜日に開催を予定しております。

6点目は、新ごみ処理施設の名称及び愛称についてでございます。新ごみ処理施設の愛称につきまして募集しましたところ、両市の市民の皆様から103点の応募がございました。お手元に資料を配付させていただいておりますので、ご参照いただければと思いますが、その中から、「クリーンプラザふじみ」を施設の正式名称として選ばせていただきました。また、施設の愛称といたしましては、複数の応募作品を組み合わせ、「三調めのエントツくん」とさせていただきました。ちなみに、愛称の三は、三鷹の三、調は、調布の調でございます。

ご報告の第2件目は、ごみ処理実績についてでございます。お手元の資料3をごらんください。資料3でございます。

平成24年7月から9月までのごみ処理実績でございます。この3カ月間の総搬入量は約4,747トンでございまして、前年度同期と比較いたしますと、約104トン、2.1%の減となっております。

その内訳といたしましては、三鷹市が約2,473トンで構成比52.1%、前年度比約52トン、2.1%の減、調布市が約2,274トンで構成比47.9%、前年度比約51トン、2.2%の減となっております。

なお、詳細につきましては、事務長より説明をいたさせます。

ご報告の第3件目は、都内の災害廃棄物受け入れ状況についてでございます。

東日本大震災に伴う宮城県女川町の災害廃棄物につきましては、平成24年3月から、東京都23区内の清掃工場で、6月から多摩地域の清掃工場で受け入れております。

なお、受け入れ状況等の詳細につきましては、事務長より説明をいたさせます。

ご報告の第4件目は、リサイクルセンターの処理方法の見直しについてでございます。

新ごみ処理施設の稼働に合わせまして、臭気対策及び経費節減のため、リサイクルセンターの不燃ごみ等破碎系の処理方法の見直しを予定しています。

なお、具体的な見直しの方法等につきましても、事務長より説明をいたさせます。

私からの報告は以上でございます。

詳細につきまして、この後、事務長より説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（林明裕君）　続きます、浜事務長お願いします。

○事務長（浜三昭君）　おはようございます。それでは、まず新ごみ処理施設の試運転につきまして補足させていただきます。

恐れ入りますが、資料1、新ごみ処理施設建設工事試運転工程表（案）をごらんいただきたいと存じます。既にお配りしてございます議案の中のA3の資料1でございます。

それでは、試運転工程につきまして説明させていただきます。先ほど管理者からもありましたように、10月1日に特別高圧の受電をいたしました。そこからいわゆる機器の調整等が10月、11月にかけて行っております。そこに記載のとおりでございます。それから、11月12日月曜日に、いわゆる事業者主催での火入れ式ということで、火入れという形で、ここから乾燥焚きという形で現在行っているところでございます。この乾燥焚

きを21日まで行いまして、その後、焼却炉の立ち上げ準備に移りまして、12月3日月曜日から両市の可燃ごみをいよいよ搬入するということでございます。12月3日から、その資料にもございますように、赤線で書いてありますが、基本的には24時間体制で行うということでございます。

なお、途中、年末年始等、あるいは1月の下旬等で全炉停止・点検等を行いまして、その後、1月中旬の予備性能試験、それから、引渡性能試験、それから、3月の出来高検査、竣工検査を経まして、3月末に竣工の予定でございます。

なお、この表には記載がございませんが、平成25年3月30日土曜日、午前10時から竣工式典を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、環境保全等に関する協定書の概要につきまして、補足させていただきます。恐れ入ります。既にお配りしている議事日程の中の資料2をごらんいただきたいと思っております。

それでは説明させていただきます。まず資料2、1-1とありますのが協定書の本文でございます。それから、2として別冊ということで、2-1から2-7まで、その目次を見させていただきますと書いてございます。

めくっていただきまして、1-1、協定書の本文でございます。まず第1章の総則で、目的の第1条でございまして、地域住民の健康、安全及び財産を確保するとともに、地域の生活環境を保全することを目的とするという、そういう協定でございます。

1ページの下、第7条のところは、ごみ処理広域支援、これは多摩地区でありますとか、あるいはその他、災害廃棄物を含めて全国等から広域支援要請を受け入れるときは、事前に地元の皆さんと協議をするという趣旨でございます。

2ページ目、第2章でございます。環境保全対策でございます。特徴点を申し上げますと、12条、自主規制値の遵守ということで、可燃施設の稼働に伴いまして、別表1、別表2に掲げる自主規制値を遵守するというところで、別表につきましては、4ページにございます。別表1、非常に厳しい自主規制値の基準を設けております。また、特徴点としまして、別表2においては、放射能についての自主規制値も設けているというところでございます。

また本文に戻っていただきまして、3ページでございます。第3章、監視体制でございます。特徴点を申し上げます。16条の専門委員会、こちらにつきましては、地域住民の皆様が非常に健康被害等の防止についてご心配をされているということがございまして、

この専門委員会を設置するという形で協定書の中に盛り込んだものでございます。後ほど別に定めるものについて説明させていただきます。

なお、19条につきまして、放射能に関する措置についても、この19条で定めてあります。

それから、21条が損害賠償という形になっております。

それから、第4章、その他でございますが、特徴点としまして、第22条、協定の期間でございます。この協定の期間は施設の稼働が停止するまでとするという形でございます。それからもう一つの特徴点としまして、第23条、稼働期間等の協議でございます。稼働開始から15年後に可燃施設の稼働期間等、施設の今後のあり方について甲乙と協議を始めるといふものでございます。

次に、別冊の部分について説明させていただきます。別冊2-1ということでございます。こちらについては、それぞれ測定項目、測定方法、回数等を書いてございます。

2-2、その次のところですが、こちらについては、ゲートの入り方、収集車両の搬入方法等についての取り決めでございます。

次に、2-3でございます。こちらにつきましては、先ほどの本文の16条に定める専門委員会の設置要綱（案）につきましても、この協議会の別冊の中で既に協議をして、合意を得ているというものでございます。

次に、2-4がその概念図でございます。

それから、2-5、2-6につきましては、放射能に関する措置についてでございます。災害廃棄物受入時に関するふじみ衛生組合の基本方針が2-5、それから、2-6については、受入時以外（通常時）に関するふじみ衛生組合の放射能に関する措置の基本方針ということで、2-5、2-6という形になっております。

2-7につきましては、現在の概要図、それから、それぞれ両施設、可燃、不燃の施設の流れをそこに載せております。

さらに、1枚めくっていただきますと、今度はふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書がございます。先ほどの協定書につきましては、平成25年4月1日から協定のスタートになっておりますので、3月31日までの試運転期間につきましては、この協定を別に定めております。

その中で特徴点としまして、試運転の協定書第4条に、地域住民の健康及び安全を確保するため、原則として、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に関する環境保全に関する協定書に

準じて対応するという形で定めてございます。

なお、この協定書の中には、先ほどの試運転工程表（案）を一緒にセットして協定としております。

以上が、環境保全等に関する協定書及び試運転に関する協定書の概要でございます。

続きまして、ごみ処理実績について補足させていただきます。資料3、A4横の資料でございます。平成24年7月から9月までのごみ処理実績でございます。

特徴点を申し上げますと、搬入実績の上から2行目、不燃ごみでございます。前年同月と比較しましても、平成24年度は三鷹市で7.7%の減、調布市で4.0%の減、合計で不燃ごみが5.4%の減となっております。こちらについては、やはりその前の23年度についてはまだ震災後の影響があつて、家庭のところで大分整理された方がいらつしゃつたので、逆に平成23年度のほうが例年のこの時期のごみ量よりも多かつた部分があつて、今回、24年度はほぼ通常に戻つたということで、減っているものと考えております。

なお、搬出実績等につきましては、そこに記載のとおりでございます。

それから、右側の搬出実績、逆有償の分も、プラスチック、サーマル化、残渣等は、このような形で搬出されております。

なお、このプラスチック（サーマル化等）、プラスチック（残渣）は、現在、茨城県なり千葉県のほうへわざわざ搬出して、サーマルリサイクルをしておりますが、新ごみ処理施設が稼働したときからは、いわゆる発電の燃料として使わせていただくということで、サーマルリサイクルを自前で今度はやらさせていただきますということになりますので、平成24年12月の施設の試運転以降につきましては、この部分は逆有償ではなくなる予定でございます。

トータル、総搬出量につきましても、搬入量の減を受けまして1.3%の微減となっております。

続きまして、本日、議員の皆様には席上に配付させていただいております参考資料の中で、平成24年度 有償・無償 物品価格の推移という表をごらんください。こちらにつきましては、私どもふじみ衛生組合で独自に売り払いをして、有償で買っていたいるものの推移でございます。

今年度の推移の中で、今回、10月1日の部分について説明させていただきます。ちょうど中央部分になりますけれども、上から4段目、独自処理のペットボトルにつきましては、6カ月に一度の入札でございまして、そこに記載のとおり、トン当たり、梱包したも

のが4万5,000円、梱包なし、丸のままのペットボトルが2万5,000円ということで、大変残念ながら4月から比べると大きく下がっております。ペットボトルについては、容器包装リサイクル協会のほうも大分下がっているということがございますので、全国的なことだというふうに考えております。

6、7、8段目が鉄でございます。一番上、特A鉄は飲料のスチール缶を固まりにしたものでございます。トン当たり1万9,800円。それから、A鉄というのは、飲料缶ではございませんが、状況のいい鉄でございます。トン当たり1万9,500円。B鉄というのは粗大鉄でございますが、7,350円ということで、こちらも7月に比べまして若干、特A鉄、A鉄は下がっておりますし、B鉄につきましても、4月と比較しましてかなり下がっているという状況で、鉄についてもあまり市況がよくないという状況ではございます。

しかしながら、9番、10番のアルミにつきましては、おかげさまで、10月につきましては、飲料缶、アルミ缶を固まりにした特アルミが10万5,525円。それから、アルミについては6万5,625円ということで、7月1日、3カ月前に比べて上昇しております。

その10月1日の一番下、銅と真鍮の売り払いがございまして、キログラム当たり601.1円。これが銅でございます。真鍮が395.1円でございます。前回は平成23年9月8日、1年前の同時期に行いましたが、キログラム当たり銅が633.2円、真鍮が425.3円ということで、銅、真鍮については、1年前より若干下落しているというものでございます。

続きまして、その右側の列、10月2日でございまして、下から4行目、携帯電話の売り払いがございまして、こちらについては、キログラム当たり680円ということで、前回の6月8日に比べて40円ほど上がっているということで、今回はアルミと携帯電話が上がりましたが、それ以外が下がっているという、そういう状況でございました。

引き続きまして、都内の災害廃棄物受け入れ状況につきまして補足させていただきます。

本日席上に参考資料という形で配らせていただいたものがあるかと思います。裏表の資料でございますが、それをお出しいただければと存じます。

それでは、説明をさせていただきます。まず1枚目が多摩地域での女川町の災害廃棄物の受け入れ状況でございます。女川町につきましては、先週、行政視察をいただきまして、もうつぶさに見てきたということもありますけれども、それぞれ都内で受け入れている状

況でございます。

8月の議会以降の変更点を申し上げますと、上から4段目、柳泉園組合クリーンポートが平成24年9月10日から受け入れをスタートしております。受入量については2,760トン以内という予定でございます。

また、多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川が平成24年10月2日からの受け入れで、900トン以内ということでございます。

それから、町田市のリサイクル文化センターが平成24年11月1日、つい最近でございますが、受け入れをスタートしまして、507トン以内という予定でございます。

なお、7施設目の八王子市の戸吹清掃工場につきましては、平成25年1月からの受け入れを予定しております。

なお、受入量のそれぞれ予定数を合計いたしますと、多摩地域の合計がこの受入量につきますと、約1万2,600トン以内という形で予定されております。

なお、多摩地域につきましては、女川町の災害廃棄物の焼却灰の受け入れに当たりまして、これは前回の議会でも申し上げましたように、エコセメント化施設があります日の出町との協定に基づく期間の期限が平成25年3月31日までとなっております。ふじみ衛生組合の新ごみ処理施設の稼働は平成25年4月からですので、女川町の災害廃棄物の受け入れに限っていいますと、女川町の方は受け入れ対象施設にはならない見込みでございます。

次に裏ページでございます。東京23区の受け入れ状況でございます。受入実績については、そこに記載のとおり10月まで記載しておりまして、本年度4月からの受け入れのトータルにつきましては1万6,332.05トンとなっております。

最後に、リサイクルセンターの処理方法の見直しにつきまして補足させていただきます。議員の皆様には、本日の席上のほうに参考資料としてリサイクルセンター不燃ごみ等破碎系の処理方法の見直しについての資料をごらんいただきたいと存じます。見直しの概要でございますが、新ごみ処理施設の稼働に合わせまして、リサイクルセンターの臭気対策及び経費節減のため、平成25年4月から不燃ごみ等破碎系の処理方法の見直しを予定するものでございます。

その資料のとおりでございますが、まず臭気対策というところが一つのポイントでございます。まず変更前でございますが、そこにありますように、不燃ごみ等破碎系の処理方法の見直しということでございます。これまではリサイクルセンターの中央棟に3本のラ

インがございまして、その中の一番左の一番大きなラインがこの破碎系のラインでございます。そこにつきましては、これまでは一次の減容裁断機で破碎し、さらに、それをコンベア等で送りまして、二次の二次裁断機でさらに細かく破碎し、それぞれ防爆対策として水蒸気を吹き込み、非常に細かくして選別していたということでございます。

こちらについては、それを変更いたします。変更後、左側でございまして、いわゆるその選別部分については、手作業にて選別をするということで、大きな機械のラインから手選別にするのが基本でございます。その中で、金属等については、いわゆる電気製品等、例えば電池であるとかそういうものがありますので、そういうものは完全に手で分別する。また、鉄等のものは分別をする、アルミも分別をする。今まで中央棟で機械で処理したものを、建物の東側にあります東棟のほうで手選別をするということでございます。それから、プラスチック系等で破碎が必要なものは、今度は、先ほどの減容裁断機、二次裁断機ではなくて、小型破碎機の設置等を行った上で、平成25年4月からスタートしたいということでございます。

その次のページ、メリット、デメリットというところの一覧がございまして、ごらんいただきたいと思っております。少し順序を変えて説明させていただきます。まず、この臭気対策でございまして。実はリサイクルセンターの中で一番高い臭気指数を示しているところが先ほどの減容裁断機と二次裁断機のところで、防爆装置を使うというところがあります。防爆装置とは、爆発防止をするために湿らせている設備でございまして。湿らせているがゆえに、残念ながら活性炭が湿っている関係で使えないということがあって、どうしてもその部分のところで臭気が出ているという状況でございました。それを手選別に切りかえることでラインがとまりますので、いわゆるその臭気自体がなくなるということでございます。

ちなみに、1枚めくっていただきまして、臭気指数を私ども全部調べたところ、一番下の19番、防爆用排風機出口空気のところの臭気濃度がどうしても一番高い。けたが一つ高いということで、ここを止めることによって臭気対策が図られるというふうに私どもで考えまして、今回そのようなシステムの変更を予定するものでございます。

続きまして、メリット、デメリットのところへ戻っていただきまして、経費でございまして。経費につきましては、もう一つ別の資料をつけてございます。基本的には、新たに増えるものは、いわゆる手選別を4月から行うとなりますと、その手選別にかかる人件費が1年当たり3,360万円。1名当たり480万円、7名分を予定しますと、1年当たり3,360万円の経費がかかります。あと、備品としては、環境を整えるためのスポット

クレーン、それから、先ほど言いましたように、破碎を全くしないわけにはいかないものがございますので、新しく手選別で行う東棟のほうに、コンベア付きの小型破碎機を設置する工事費の約7,350万円がかかる予定でございます。

逆に、経費の面でメリットといたしまして、そこにありますように、実は減容裁断機と二次裁断機というのは非常に大きな機械なものですから、それがもう既に17年を経過しておりますので、いろいろな調査をした結果、それを今後維持するために非常に莫大な整備費、工事費がかかる予定でございました。それで逆に、その維持するための経費のほうが手選別に切りかえた経費よりも多くかかるという形になっておりまして、その内訳表が今後10年間の推移ということでございます。10年間トータルで、平成24年度から見ますと、今年度既に、来年からそれに切りかえることによって、実は今年度の2月、3月で減容裁断機、二次裁断機のラインの大規模工事を予定したものがなくなるということがありまして、24年度からメリットが出るということでございます。

10年間トータルで、増になる経費が3億7,665万円。それから、減になる経費が8億2,040万円ということでございまして、10年間トータルで、約4億円の経費のメリットが出てくるものと期待して、試算しているところでございます。

なお、メリット、デメリットの表で、安全の面、環境の面につきましても、そのようなメリット、デメリットがありますが、メリットのほうが上回るということで、今回このような形で、平成25年4月からさせていただきたいということで、実はこの後の補正予算につきましても、今の説明に係る補正予算でございますので、今回、詳細に説明をさせていただきますのでございます。

私からの追加報告、ちょっと長くなって恐縮でしたが、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（林明裕君）　ありがとうございます。管理者からの報告は以上でございます。ただいまの、管理者の報告につきまして質疑のある方は挙手をお願いいたします。宮本議員。

○2番（宮本和実君）　おはようございます。今いろいろご説明いただいた中で、女川町の災害廃棄物については来年の3月までということで、うちのほうの工事はその後からということですから。今現在、東京都さんのほうで、ほかの地区の災害廃棄物の情報等々いろいろ入っているんじゃないかと思うんですが、その辺のご説明をいただけますでしょうか。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） それでは、私のほうから今のご質問についてお答えさせていただきます。

まず女川町につきましては、先ほどのとおりでございまして、それ以外の受け入れの可能性はあるかないかということだと思います。特に平成25年度ということだと思いますが、私ども東京都のほうに何回か、25年度の予定についてはどうですかということをお聞きしております。これについて東京都のほうから、まだ25年度については、やるとも、やらないとも、まだ状況がつかめていませんということで申し上げられております。

今回、実は石巻のほうにも視察に行きました。石巻につきましては、災害廃棄物が一番まだ残っているところで、東京都も関連しております。東京都は既に石巻のものについては、都内の民間の処理施設で畳等を受け入れているということがありますので、一番可能性が高いのは石巻ではないかということもありまして、今回視察先に選ばせていただいたんですが、その石巻での説明にもありましたように、平成25年については今、状況を見ておるということで、12月か1月あたりに、その辺についてある程度明確にわかるのではないかと、そのような形で、関係の東京都の方、同席された方も言うておりましたので、多分そのような形になろうかと思います。

いずれにしても、東京都のスキームで受け入れるということになりますと、まず最初に、市長会等に先にご相談があつてからという形になろうかと思いますので、またその際には情報提供に努めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（林明裕君） 宮本議員。

○2番（宮本和実君） ありがとうございます。我々の場合ですと、そういう情報が入ってからまた住民にいろんな説明もしていくという手順を踏まなきゃいけないと思いますので、情報が入り次第、すぐに教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林明裕君） はい。ほかにございますか。平野議員。

○1番（平野充君） すみません。平野です。おかげさまで火入れ式も終えられて、12月からは実際の可燃ごみも燃やしていくことになりますけれども、今後、民間の会社がこの焼却施設を請け負ってやっていかれることになりますけれども、いろんな焼却施設の中のそれぞれの機材ですね。こういったものの保証期間とか、また、もし今後そういった不備が生じた場合に、これはふじみ衛生組合が対応するのか、請け負われる会社がする

のか、その辺の取り決めとかはどうなっているのかということをお伺いしたいことと、もう一点は、すばらしいこの焼却炉がいいものですと、多少プラスチックなんかを燃やしてもダイオキシンが出なく、バツと何でも燃えてしまうというようないいものもございますけれども、リサイクルに関しましては、今後も変わらずしっかりリサイクルに力を入れていくという方針で今後も進んでいくのか。また、その場合は、三鷹市も調布市も同レベルのリサイクルに力を入れていくのか、この歩調を合わせるようにですね。その点をお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） それでは、私から1点目の運営についてお答えをさせていただきます。今回、委託会社のエコサービスふじみ株式会社とは20年間の契約をしております。契約金額は20年間で50億6,100万円、税込でございます。したがって、この20年間につきましては、どのようなトラブルが発生したといたしましても、民間事業者のほうで責任を持って対応していただくことになります。ただし、例外としましては、例えば法律等が変わりまして、今以上に排ガスの規制値が厳しくなって改造が必要になった等につきましては、民間事業者に責任はございませんので、そういった場合の改造費用についてはふじみ衛生組合で費用負担することになります。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 2点目の今後のプラスチックのリサイクルについてでございますが、これまで同様、三鷹市、調布市両市ともプラスチックについては、資源物として分別収集をしておりますので、それについては継続していくという予定でございます。その中で、できる限り容器包装リサイクル協会のほうに出せるものは出していくと。ただし、その中で、どうしても汚れたプラスチックであるとか、あるいは容器包装でないプラスチック、プラスチック製品そのもののようなものですね。そういうものについては、容器包装リサイクル協会のほうに出せませんので、先ほど言いましたプラスチックの残渣等につきましては、この新しい新ごみ処理施設のほうで、いわゆるエネルギーとして、発電のエネルギーとして活用すると、そういう形で考えております。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 平野議員。

○1番（平野充君） ありがとうございます。請け負ってくださるエコサービスの会社

に今後はこの責任があるという基本はわかりました。それはそれとして、今後もしこのいろんな不備が生じた場合は、何が原因だったのか、また、それにいくらかかっているのか、今後どういうふうにもた壊れるのか、そういったことも全てふじみ衛生組合としてもしっかりと細かいところまでチェックしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（林明裕君） ほかにございますか。嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） 最初に、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書で何点かお尋ねしたいと思います。

1 ページ目の第4条の2項ですかね。情報を公開するものとするというふうになってございます。この公開の方法、手段はどのようなものなのかということが一つです。

それから次に、第22条ですね。本協定の有効期間は、施設の稼働が停止するまでとするということが書かれておりますが、廃炉にするときはどういうふうになるのでしょうか。停止までですよ。だから、運転をやめたということで、その後、取り壊しというのがあると思うんですけども、それはいろんなところで課題とか問題になることがあるわけです。その廃炉の場合にはどういうふうになさるのかということですね。

次に、4ページ目になります。別表1ですが、先ほど事務長のほうから厳しい規制値だというふうに説明がございました。このばいじんから水銀まであるんですけども、どこがどういうふうに厳しいのか、もう少し詳しく説明をしていただければと思います。

それから、これは2-1のほうのめくって、2-2の手前ですね。ここに空間放射線量率というのがありまして、一番右のほうに、年間1ミリシーベルトを超える恐れがある場合は、直ちに地元協議会にて協議というふうになっておりますけれども、これは停止をして協議するということなんでしょうか。それとも運転をしながら協議するということなんでしょうか。その判断基準というところを教えてください。

まずは以上です。

○議長（林明裕君） 答弁をお願いします。浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 私からいくつかお答えさせていただきまして、あとは担当課長より補足をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第4条の情報公開の表でございますが、そこにありましたように、第4条、まず第1項の本則のほうに、甲に報告する。これはいわゆる地元の自治会等の皆様に地元協議会

の中で報告するというごさいます。それから、情報を公開するのが第2項という形になっております。

それから、14条にデータの公表という、情報公開に近い形になりますけれども、データをきちっと出すということで、地元協議会で地元の皆さんに報告するほかに、ここにありますように、別表の1と2の項目については、ふじみ衛生組合、それから、三鷹市役所及び調布市役所の施設内において常時表示をするということになっております。まず、ふじみ衛生組合では、施設のところに外から見えるように、いわゆる表示板を設置します。それから、三鷹市、調布市それぞれ、やはり市民の皆さんに見えるところに、これは画面はそんなに大きくないかもしれませんが、こういう表示画面を今もう既につくっていただいております、そこに表示できるという形になっております。あわせて、その第14条の3項にごさいますように、広報紙、ホームページ等で公表すると、そういう形で考えております。

情報公開については以上でごさいます。

それから一番最後のご質問で、2-1で、年間1ミリシーベルトにつきましては、空間放射線量をおはかりするという形で、現在既にはかっておりまして、大体0.07から0.09の範囲で空間放射線量が出ておりまして、今回、広報ふじみにも載せさせていただいたんですけれども、いわゆる年間1ミリシーベルトといいますと、0.23というのがある程度の目安になります。平均いたしますとですね。それを超えるようなおそれがある場合というのは、はかっていて、例えば0.2を超えそうとかそういうふうになったらすぐに協議を始めるという、そういう主旨でごさいます。

○管理者（清原慶子君） すみません。単位はマイクロシーベルトですから。

○事務長（浜三昭君） すみません。年間1ミリシーベルトということになりますと、1時間当たりにしますと、0.23マイクロシーベルトでごさいます。大変申しわけございません。

それを超えるような形になりますと、先ほど私が言いました0.07から0.09、これもすみません。マイクロシーベルトでごさいます。訂正させていただきたいと存じます。現在そのような値、通常と同じところでのような数値が出ておりますので、もしそこがそういう0.23に近づいてきた段階で、もうこちらについては要注意ということもありますので、きちっと見守っていくというふうに考えております。

その他の点について、あとは担当より補足をさせていただきますので、よろしくお願

します。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず第22条の協定の期間の関係で、施設の稼働が停止するまでとなっているが、その後の解体等はどうなるのかということですが、実はこの環境保全の協定書をつくる前にも、工事協定書というのをつくりまして、今回、工事を行っているところでございます。したがって、施設の稼働が停止しまして、解体ということになれば、その解体についての工事協定書を別途結ばせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、4ページの別表1の関係でございます。国等の基準はどのようになっているのかということでございます。ばいじんでございますが、0.4でございますので、ふじみ衛生組合のほうが4分の1ということでございます。

それから、いおう酸化物につきましては、排出基準ではなくて、総量規制値のほうが厳しいのですが、総量規制値が38ppmですので、やはりこれも約4分の1程度、それから、窒素酸化物につきましては、排出基準が250ppm以下、そして、総量規制基準が110ppm以下でございますので、これも排出基準では5分の1、総量としましても2分の1以下となっております。

それから、塩化水素につきましては、排出基準が430ppm以下ですので、これは40分の1程度ということでございます。

それから、ダイオキシン類につきましては、国も0.1ナノグラムでございますので、これについては同等でございます。

それから、水銀につきましては、国等の基準はございませんけれども、昨今、水銀問題等がございましたので、ふじみ衛生組合が独自に設定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（林明裕君） ありがとうございます。嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） そうしますと、最後のほうになりますけれども、1ミリシーベルト云々というところになりますけれども、停止しないで、運転しながら監視というか、見守っていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） そのとおりでございます、ここについては運

転をしながら監視を強化していくということで、停止条件といたしましては、第18条、3ページにございますが、第18条に自主規制値を超えた場合の措置というものがございます。こちらの第18条のほうで可燃施設の稼働において、別表1及び別表2に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとなっておりますので、この18条に掲げる別表1、別表2、これを超えた場合には停止をいたします。別表1、別表2につきましては、4ページに掲げてある表でございます。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） ありがとうございます。大変厳しい自主規制値を設けられて運転をされるということですから、ほんとうに住民の命と健康、あるいは環境に配慮ということで、しっかりお願いをしたいということが一つです。

それから次に、がれきの広域処理の問題ですけれども、説明と答弁の中で、私たちも視察に行って、女川町のは終わるといふ、向こうの人たちも、現地の人たちもそう説明されておりました。今後どこになっていくのかということについては、東京都が市長会のほうに最初といふことのようにすけれども、市長会というのは任意団体ですから、ある意味じゃ拘束力がないということで、基礎自治体なり、あるいはこの特別地方公共団体の意思というのはどこに反映されるのかということはずっと考えてきたんですよ。

基礎自治体が宮城県に委託をすると。宮城県が環境整備公社ですか、そこに委託をして、またそこから云々ということで、この場合は、例の受け入れについての要綱で特別交付税を受けて、それを分担金として受け入れ、補正予算にかかわりましたから、いろんなことが審議できたんですよけれども、東京都の場合は、先般伺いましたら、公社に人件費ということだけでの補正だったと、こういうことなので、ある意味じゃ、基礎自治体なり何なりが関与できないような仕組みになっているのかなということをお私大変危惧したんですよ。

ですから、今回、女川がなくなるということになれば、新たなことで予想されているのが石巻ということというふうに言われておるわけですがけれども、その市長会あるいは向こうの区長会ですね。その任意団体が協定を交わす場合に入っていて、それで、構成の基礎自治体が拘束されるというのは、私はいかがなものかなと思うんですけれども、その辺についてはどんな分析をなさっているんでしょうか。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 先ほどありましたように、私どもふじみ衛生組合につきましては、補正予算という形で、この件について非常に議論を交わしたということで、そういう意味では、一つの組合としてはそういう経過がございます。東京都全体での受け入れということになりますと、現在のスキームとすると、まず宮城県と、それから、東京都が協定をして、あわせて同様に区長会、それから、市長会が協定をして、協定だけではもちろん受け入れができませんということで、きちっと受け入れる際に当たっては、必ず災害廃棄物の受け入れの説明会を実施しているという形でございます。説明会を経た上で受け入れについての受託契約を結ぶという形になるというふうに考えておりますので、そういうような手続を踏んだ上で行っているということと、あと、東京都の場合はご存じのとおり、東京都がその中で中心となっていて、それぞれ被災地の県との協定を積極的に結んでいただいているということがございますので、そういう意味で、少しでも復興にスピードが出るようにということでの受け入れということで現在行っておりますので、そのような手続でそれぞれの市なり、一部事務組合がきちっと受け入れていくというふうに考えております。

○議長（林明裕君） 嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） 現地の基礎自治体が宮城県に委託するところまではわかるんですよ。その宮城県知事と東京都知事が協定を結ぶということですよ。しかし、実際にその間に入ってきたのが環境整備公社だというのが先般、視察で私はわかったんですよ。東京都の役割は何かといたら、コーディネーターとか調整だということですよ。実際に処理するのは東京都ではないという。また、その整備公社から関連の企業に、何て言うのか、またまたになるんですかね。最初に石巻、いや、ごめんなさい、女川。今回までのいえば、女川町と宮城県が委託して、宮城県と東京都が協定を結んで、そこで再委託となりますよね。それから今度、その前が環境整備公社ですから、環境整備公社に、私たちじゃないですけども、東京都が物を言えるのかどうかという場面もありまして、やっぱりここは一つの問題があるんじゃないかということで、指摘をしておきたいと思います。

任意団体ですから、仮に市長会が結んだとしても、基礎自治体及びその構成しているふじみ衛生組合が拘束されるというのは、私は変なものだと思っていますから、課題としてぜひその辺のところの研究でしょうかね、していただけないだろうかというふうに思うんです。

○議長（林明裕君） 河村参与。

○参与（河村孝君） 現に、個別の市で、市長会等で合意したものについて反論があったり、従わないところがあれば、当然そういう問題というのは起きる可能性はあると思いますけれども、それぞれの構成市が賛意を示して、今回のことが成立しているわけですから、現段階ではご指摘のような問題はないというふうに考えています。理論的な問題としての研究ということは受けとめさせていただきますが。

○議長（林明裕君） 嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） 理論的な問題としてぜひその辺のところはやっぱりはっきりさせておいたほうがいいかなというふうに思いますし、どこで、あるいは住民の意思というのがそこに反映されていくのかという問題も絡んでくるというふうに思いますので、ぜひその辺のところの解明をお願いしておきたいと思います。

それから、この関連でいきますと、多摩地区では既に焼却というか、処分が始まって、その灰なんですよね。灰など出てきたものについてどのような現状なんでしょうか。焼却した灰をどこにどう保管をしていくのか。場合によっては、この多摩地区で燃やしたものについて、それを大田区のほうに持って行って埋め立てるといような情報も私のほうに入ってきて、ちょっと問題になっているということがありましたものですから、その辺のところを説明をいただければと思います。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） お答えいたします。多摩地区の清掃工場で発生いたしました焼却灰につきましては、原則、全量、日の出町の中にございますエコセメント化施設のほうでエコセメント化されるということでございます。これにつきましては、東京たま広域資源循環組合と地元の日の出町で協定を結んでおりまして、8,000ベクレル以下のものについては引き受けるということ。それから、引き受け期間については、平成25年3月31日までとするということで、地元と協定を結んでおります。

以上でございます。

○議長（林明裕君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。緒方議員。

○6番（緒方一郎君） よろしく申し上げます。まず確認なんです、ふじみ衛生組合と、それから、今回、運営委託される会社との関係と議会との関係でございますが、従来どおり、例えば実際の運営が始まった、運用が始まった際の課題や問題点というのは、ふじみ衛生組合を通して必ずこの議会のほうに報告をされ、あるいは審議をされるという、この運営委託会社ができるから、このスタイル、システムが変わるということはないとい

う確認をまずさせていただきたいと思います。

それから、平常時はそれなんです、災害時、これも試運転期間中に本格的な災害が起こる場合もありますし、それから、本格稼働、4月1日以降ということで、ちょっと立て分けなきゃいけないのか、同じなのかわかりませんが、災害時の災害支援協定といいますが、あるいは稼働協定といいますが、ふじみ衛生組合と運営委託会社の間で、何か災害時についての協定といいますが、協議といいますが、そういうものがされているのかどうか。

それから、今度は、ふじみ衛生組合とこの新ごみ処理施設を通しての三鷹市と調布市に対する、災害時における稼働や支援に対する協定が既にでき上がっているのかどうか。BCPの観点も含めてお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 私から概要を答えさせていただきまして、あとは担当課長より補足をいたします。

まず運営会社が今度できた、その議会との関係でございますが、これまでどおりこの建物自体はふじみ衛生組合の所有となっておりますので、こちらの私どものほうでその運営につきましても、議会のほうにご報告する、これまでどおりでございます。

なお、災害時の協定等につきまして、まず両市との間で、いわゆる施設との部分での具体的な協定という形では、成文化したものはまだできていないと思います。今後、検討課題とさせていただければと思います。

なお、それぞれ災害支援協定というか、いわゆる委託会社との関係の部分については、補足をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（林明裕君） 続いて、荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） それでは、委託会社とふじみ衛生組合との災害協定の関係でございますが、協定書そのものは結んでおりませんが、契約におきまして、三鷹市、調布市のごみに限る等との内容は結んでおりません。したがって、契約上はほかの市から要請があれば、契約の範囲の中でふじみ衛生組合が受け入れることは可能でございます。

それから、もしこちらが被災地になったというようなことがおきましても、基本的には

今回の東日本大震災でも焼却場が震災でとまったという事例はございません。収集さえ可能であれば稼働はできますし、発電もできますので、そういった形で災害拠点としての役割も担えるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） 例えばなんですけれども、議会の要請があれば必要に応じて、運営委託会社がこの議会で何かの参考人とか証人というか、そういったもので直接発言を求めるといようなことができるのかどうか、これが1点確認です。

それから、今の災害時でございますが、いくつかやっぱり整理をしておかなきゃいけないと思うんですね。一つは今お話がありました、ここで何らかの被害が出てきた場合にどうするんだというようなこととか、それから、大きくはやっぱりごみが、どこかの市のがれきの問題ではなくて、三鷹市でのがれき処理や何かがあつて、どこでどういう集積所ができて、三鷹、調布からどういう系統でやってきて、そういうものは日常の活動とは違う収集体制になります。そういう緊急時のありようということもきちっとしておかなきゃいけないと思いますね。

それから、電気、熱、温水といった供給についての段取り。前もちょっとご質問させていただきましたけれども、一旦とめるということで、期待しております新しい多目的施設への電気の供給が一旦はとまってしまうのかどうかとかいろいろな、緊急時だからそこが必要なんだといういろいろな期待に対しての応え方もありますので、今すぐここでということではありませんが、やはり緊急時におけるBCPや、そうしたシミュレーションをやっぱり両市ともきちっと作り上げて協定規則、それから、公表含めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） ご質問ありがとうございます。1点目の運営会社の職員に、必要によっては、参考人として議会で迎えることができるかというご質問でございます。私といたしましては、管理者としては、まずは事務局がしっかりと日ごろから安全な運営のために情報共有するとともに、必要なやりとりだけでなく、指導や、あるいは両市の意向、さらには議会の意向を伝える、そのような日常的なやりとりが基本だと思っております。それでも、場合によって、どうしても管理会社から直接話を聞きたいということ、議会で一致して、議長のほうでご要請いただければ、私としては、円滑なこの施設の運営のためにそういうこともあり得るかなというふうに思っております。

それから、2点目の災害時の対応でございます。この間、事務局とともに、何よりも今稼働しておりますこの不燃ごみ処理施設が昨年、災害を経験し、いわゆる計画停電というのも経験いたしましたし、三鷹市長としては、可燃ごみ処理施設も計画停電の対象地域となる可能性があるということで、両施設とも電気を自分で生み出す施設ではございませんでしたので、停止をするかもしれないというような危機を感じた立場でございます。

したがって、事務局とはそのようなことが新ごみ処理施設で起きてはいけませんので、あらかじめ、もちろんその発電装置もあり、その発電によって、こちらの運用はできるという施設ではありますけれども、しかし、質問議員さん言われたように、燃やすべきごみを収集できなければ、そこで稼働できなくなるということでございますので、今後、今はとにかく竣工に向けての適切な取り組みを最優先でしてまいりましたし、何よりも地元協議会の皆様と環境保全に関する協定書を取りまとめるということを最優先で、事務局、対応してまいりましたが、言うまでもなく、いつ起きてもおかしくないのが地震等の災害でございますので、適切なBCPを、いわゆるビジネス・コンティニューイティ・プラン、危機管理において事務事業を継続するための計画について、早急に明文化したものを取りまとめたいというふうに考えております。

さらに、調布市民の皆様のごみも受け入れるし、三鷹市民のごみも受け入れるとなりますと、災害時の交通の状態等をよく想定した収集のシミュレーションに基づいた計画をつくっておく必要があるのではないかとご指摘はもうごもつともございまして、私といたしましては、平時の取り組みに加えて、災害時もいろんなことございますけれども、特にこの前の東八道路というのは、災害時の緊急輸送道路となっている公益性の高い都道でございますので、東京都とのやりとりも含めまして、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（林明裕君） 吉野次長。

○事務局・次長（吉野弘巳君） 運営会社の社員を議場にというお話でございますが、ただいまのところ、ふじみ衛生組合議会の会議規則に参考人の規定はございません。基本的には運営会社から事業内容につきまして、ふじみ衛生組合がお聞きして報告させていただくものと考えておりますが、何か緊急の場合があることも考えられますので、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） ありがとうございます。ぜひそのご検討と計画をお願いしたいと思います。

今の参考人云々の件でございますが、実はPPPで先駆的にやりました高知県の医療センターに視察に行きましたときに、あれは失敗してしまったんですけどね。会派で視察に行ったのに、現場の高知県と高知市の職員の方が出てきていただきまして、きょうはもうざっくばらんにお話してくださいと、かみしも脱いでと言ったら、全部愚痴を言ってくれました。僕は、大事なことは、どこが、どこが確かにしっかりやることも大事なんですけども、我々もどこかを責めて何かということではなくて、それも全員協議会でも何でもいい、何か困ったことがあったら、緊急なことがあったら、みんな寄ってたかって検討し、研究していこうと趣旨でございますので、それはもうざっくばらんにそういう場でむしろ聞いてもらいたい、訴えたいということがあれば、引きとめたい。それはまた議長に全員の総意をお願いをしていきたいと思っておりますので、ぜひ研究でそういうルートというか、システムを開けておいていただきたいと思っておりますので、これは要望でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（林明裕君） はい。ほかにございますか。大城議員。

○10番（大城美幸君） 質問させていただきます。管理者から最初に地元協議会、次回が11月28日、29回目ということでお話があったんですけども、きょう、資料2で、環境保全に関する協定書関係書類一式が説明報告ありましたけれども、これはもう既に地元協議会に示され、議論されているのでしょうか。お願いします。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 既に示されまして、内容について、地元協議会で了解を得ているというものでございます。現在はそれぞれ自治会の会長さんに、いわゆる協定書の押印と申しますか、そういうもの、いわゆる手続をしているところでございまして、11月28日までにはその手続が終わる予定でございますので、次回の地元協議会の際にはそれぞれその手続の終わったものを、その地元協議会の中で委員の皆様にお出しすると、そういう段取りで、内容は一切変わりませんので、そのとおりのものでございます。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 大城議員。

○10番（大城美幸君） 地元協議会の皆さんが、それでは、この協定書についてほぼ

納得されているということなんですけれども、この資料の2-5の災害廃棄物の受け入れに関する基本方針なんですけれども、先ほど5のところでの飛灰の8,000ベクレルという数字は、飛灰を受け入れる日の出のところで協定の内容が8,000ベクレル以下ということだから、その数値になっているかと思うんですけれども、その4のところ、廃棄物の受け入れに当たって、ふじみ衛生組合の考えとして、セシウム濃度240ベクレルというふうにした根拠というのが何なのかということ。そして、その地元協議会の人たちが納得するに当たって、先ほどの質問の中でも厳しい基準を設け、放射能のこともつけ加えてあるという点では、皆さんのご苦勞、そして、地元協議会の理解を得るご苦勞というのがとてもうかがえるんですけれども、その点で、放射能や環境、そして、健康被害に対する地元協議会の議論の中で、特にそういう特筆する議論というか、あったのなら教えていただきたいと思います。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） それでは、お答えいたします。まず災害廃棄物の受け入れに当たっては、原則、放射性セシウム濃度が240ベクレル/キログラム以下のものという根拠でございますけれども、これにつきましては、240ベクレル/キログラム以下の災害廃棄物であれば、それを燃やした灰は8,000ベクレル以下におさまることが根拠になっておりまして、国のほうで定めたものでございます。

地元協議会ともこの濃度につきましては、ご説明もしましたし、いろいろご議論もいただいたところでございますけれども、ふじみ衛生組合の方針で、地元もよろしいでしょうということで、今回こういった形で協定書になったものでございます。

○議長（林明裕君） 河村参与。

○参与（河村孝君） 今のことにつけ加えまして、この2-5の資料で見ますと、この5の後に6、7とございます。ここで8,000ベクレル/キログラム以下というのは、国の規制値を準拠してつくった基準でございますけれども、それに加えて、やはり地元協議会の皆さんから、ぜひふじみ衛生組合としての自主規制値みたいなものをつくれないう、そういう議論がありました。自主規制値はつくれないと、これは先ほどの議論とも関係しますけれども、東京都全体でこの基準で受け入れることを決めているわけですから、勝手に低くしたりして、そういう基準値をつくることはできませんけれども、準規制値的なところで、6であるように4,000ベクレルという数値を示して、それを超えた場合にはいろいろ監視体制を強化したり、7にありますように地元協議会のほうに報告

をしたりして、運営の中でいろいろ対策を練りながら、さらにそれ以上にならないような努力を自主的な、準自主規制値的な考え方でやっていこうということで、ご了解を得たものでございます。そういう意味で、大城議員さんのご指摘の点なども地元協議会のほうでも確かにそういうことがあって、我々としてもそれを受けとめて、こういうふうなものをつくってまいりました。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） ありがとうございます。地元協議会におきましては、三鷹市の参与、そして、調布市の参与とともに、この協議会の案文をつくる時に参加をさせていただき、それぞれほんとうに真剣にやりとりをさせていただきました。その中で、ご質問の健康に関する項目としては、21条を特にごらんいただきたいのですが、ふじみ衛生組合は施設へのごみ搬出入、並びに施設の設置及び稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うと。特に2項でございますが、ふじみ衛生組合は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し、誠意をもって解決を図るものとする。私としては、正副管理者、地元協議会での真剣なやりとりを両参与から報告受けまして、この条文についてはしっかり入れるとともに、的確に対応をしていく方向性を議論してほしいというふうに指示をしたところです。

したがいまして、2-4にふじみ衛生組合安全衛生専門委員会概念図とあります中にも、所掌事項の中に、住民の健康被害の防止、施設の運転の監視というふうに、施設の運転の監視が一般的には先に来るんじゃないかと思うんですが、健康被害の防止というのを、この概念図に集約いたしましたように、この専門委員会の所掌の中の設置要綱の第2条（1）として、地域住民の健康被害の防止に関することというのを入れました。私は地元協議会の皆様の熱心なご議論があればこそ、正副管理者としても、これをしっかり協定のみならず、協定に基づいて、万万が一ですよ、ほんとうはこういうことがあってはならないということでしたっきり頑張りますけれども、万万が一の場合のこのような専門の委員会も設置をさせていただいたところです。

○議長（林明裕君） 長友副管理者。

○副管理者（長友貴樹君） 私からも同様のことについて、一言だけ補足させていただきます。先ほど河村参与が答えられたとおりでありますけれども、荻原室長の先ほどの答弁のときに広域組合と日の出町の間で協定をつくるために話し合いが行われて、その過程

に参画していた立場から申し上げますと、やはりこの8,000ベクレルの扱いというのはどう慎重に扱おうかといういろんな議論があったということは、申し述べさせていただきます。それで、我がほうのところは、この4,000ベクレルというのが明記されているというのは、極めて地域住民に対して健康面の配慮がなされた、そういういい取り決めであるというふうに考えております。

○議長（林明裕君） 大城議員。

○10番（大城美幸君） ただいま正副管理者、そして、河村参与からご答弁いただき、ほんとうに協定書を結ぶに当たっても、そして、これまで何度も地元と話し合いを続け、特に健康被害、そして、この施設の安全に心を砕いて努力されてきたという。そして、これからの運営に当たっても決意を感じるご答弁いただき、安心したところです。ぜひほんとうに管理者がおっしゃったように、健康被害を起こすようなことがあってはならないんですが、やっぱり万万が一のときの対応もきちんとしておくということが大事だと思います。これからもぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（林明裕君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上、報告事項4件は報告のとおりご了承をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、管理者報告はご了承をお願いいたします。

---

日程第4 議案第8号 平成24年度ふじみ衛生組合補正予算（第2号）

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第4、議案第8号、平成24年度ふじみ衛生組合補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

○議長（林明裕君） 朗読は終わりました。

続いて、管理者から提案理由の説明を求めたいと思います。清原管理者をお願いします。

○管理者（清原慶子君） 議案第8号、平成24年度ふじみ衛生組合補正予算（第2

号) につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算(第2号)の概要でございますが、先ほど管理者報告で説明をさせていただきましたように、新ごみ処理施設の稼働にあわせまして、リサイクルセンターの臭気対策等を行うため、平成25年4月から、不燃ごみ等破碎系の処理方法を見直すことに伴い、歳入歳出ともに8,649万2,000円を減額補正するとともに、新たに債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、事務長より補足説明をいたさせます。

提案理由の説明は以上のとおりでございます。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(林明裕君) それでは、続いて、浜事務長お願いします。

○事務長(浜三昭君) 議案第8号、平成24年度ふじみ衛生組合補正予算(第2号)の詳細につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開きください。こちらが補正の歳入歳出の概要でございます。

事業費の補正額。結果としまして、減額補正となります。トータルがそこにありますように、8,649万2,000円の減額補正でございまして、歳入につきましても、両市の分担金及び負担金の中の分賦金を同額で減額するというものでございます。

4ページでございますが、債務負担行為を設定させていただきたいということでございまして、そこに記載のとおり4,410万円、平成25年度の債務負担行為で、内容は事項にございますように、小型破碎機の設置工事でございます。

詳細につきましては、6ページ、7ページ、明細はほぼ同様の内容でございますので、ごらんいただければと存じます。

8ページ、9ページが分賦金の減、歳入の減のことでございまして、三鷹市の分賦金が4,448万6,000円の減額。調布市の分賦金が4,200万6,000円の減額となっております。

10ページ、11ページをごらんいただきます。こちらが今回の補正の内容でございます。その右側、11ページの右側でございます。ごみ処理施設維持管理費運営費の減となっておりますが、まず増となる部分を先に説明させていただきますと、一番下、小型破碎機等の設置工事費でございます。こちらにつきましては債務負担行為を設定させていただきますと、平成24年度につきましては2,940万円、それから、25年度につきましては

は、先ほどの債務負担行為の表にありますように4,410万円、あわせまして7,350万円での工事ということでございます。

この工事につきましては、できるだけ早く終わらせたいということがございましたが、どうしても今からお願いしましても平成25年4月の中旬から下旬ぐらいまでかかるということがありまして、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

先ほどの説明のとおり、手選別等に切りかえる形になりますけれども、やはり破碎をしなければいけないものというのは必ず残りますので、それについて今度、手選別をする東棟、リサイクルセンターの中央棟ではなくて、東棟のほうにこの小型破碎機の設置工事をするというものでございます。

なお、マイナス、減額になっておりますのが、これは減額をあわせますと、上の6項目でございますが、1億1,589万2,000円の工事の減額、こちらにつきましては、当初、減容裁断機、二次裁断機にかかるもの及びそれに付随するラインの、整備工事を平成25年2月、本年度の年度末に予定しておりましたが、そのラインをとめるということになりますと、その後、それを使う必要がなくなりますので、この工事を取りやめるというもので減額をするものでございます。金額として、差し引きしまして、本年度の補正につきましては8,649万2,000円の減額ということでございます。

なお、次のページをめくっていただきますと、先ほどの設置工事費の債務負担行為の費用、4,410万円が載っております。

補正予算の詳細説明は以上でございます。

○議長（林明裕君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） 質疑がないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） 討論もないようでございますので、討論も打ち切ります。

これより採決に移ります。議案第8号、平成24年度ふじみ衛生組合補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） ありがとうございます。満場一致と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第9号 平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の  
認定について

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第5、議案第9号、平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

○議長（林明裕君） 朗読は終わりました。

引き続き、管理者から提案理由の説明を求めます。清原管理者。

○管理者（清原慶子君） 議案第9号、平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員の審査が終了いたしましたので、その審査意見を添えまして、議会の認定をお願いするため、提案するものでございます。

それでは、決算の概要につきましてご説明いたします。

まず、歳入の決算額は、予算現額62億3,548万5,000円に対しまして、収入済額は63億545万1,403円であり、予算現額に対する収入率は101.1%でございます。

次に、歳出の決算額ですが、予算現額は歳入と同額の62億3,548万5,000円、支出済額は61億5,780万1,651円であり、予算現額に対する執行率は98.8%でございます。

歳入歳出差引残額は、1億4,764万9,752円でございます。

なお、決算年度には繰越明許費等の繰越額はございません。

実質収支額は、歳入歳出差引残額と同額の1億4,764万9,752円でございます。

決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では234.2%の増、歳出では252.7%の増となっております。

なお、詳細につきましては、事務長より補足説明をいたさせます。

よろしくご審議のほど、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（林明裕君） 詳細説明につきましてお願いいたします。浜事務長。

○事務長（浜三昭君） それでは私から、議案第9号、平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の認定の詳細につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料が4冊あるかと思えます。その後、監査委員の方の報告がついていますが、その4冊の中から、平成23年度決算に係る予算執行実績報告書及び決算説明書、2冊目についているものでございます。そちらを中心に説明させていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

こちらについては、総括でございまして、先ほど管理者から申し上げました収入率・執行率のとおりでございます。

その2でございますが、決算年度における主要施策の概要と実績でございます。ア、イ、ウというのがリサイクルセンターの成果等でございます。エとオが新ごみ処理施設でございます。

まず、アにつきましては、リサイクルセンターの中央棟施設がもう既に17年が決算年度において経過しておりましたので、外壁及び屋上防水等の改修工事を行ったものでございます。

また、イとしまして、リサイクルセンター中央棟北側の部分に施設内からの臭気漏洩及びプラスチック系ごみの散乱を抑えるためにシートシャッター4カ所を設置したものでございます。

また、ウとしまして、破碎系ラインの排出コンベアが経年劣化をしたものでございましたので、更新したものでございます。

新ごみ処理施設につきましては、エでございますが、決算年度におきまして躯体工事は完了しておきまして、大型機械の搬入等を行っていたところでございます。

また、オでございますが、環境学習機能等については、市民検討会で、また、環境保全に関する協定書につきましては、地元協議会で協議を進めたというものが成果等でございます。

2ページをごらんいただきますと、ごみの搬入量の実績でございます。一番下の表のほうがわかりやすいかと思えますけれども、この決算年度におきましては、そこにございますように、搬入量、三鷹市、調布市あわせまして1万9,697.18トンでございます。その下の段と、前年度との比較でございますが、その決算年度の前の平成22年度との比較は562.03トンの増ということで、2.9%のやや増となっております。こちらにつ

きましては、やはり震災の部分等も若干影響があったのかなというふうには考えておりません。

それから、3ページ目が売払部分、独自処理部分の売払実績でございます。そこにあるように、鉄類から携帯電話まで、そのような合計で、売払金額合計1億2,917万余円となっております。前年度と比較しますと、決算年度におきましては、売払額が1,464万9,000円ほどの増額となっております。

それから、その下が歳出の款別執行状況でございますが、特徴点は一番下、ごみ処理場建設費でございます。建設費が50億、予算現額50億余に対しまして、決算額も50億余ということでございまして、この建設費の決算がこの決算年度は一番多かったということでございます。

その裏が1トン当たりの処理経費でございます。単純に経費を比較しますと、当然、決算額の増がありますので、その前の年度よりは増えておりますが、人口1人当たりの経費に対する負担額、いわゆる両市の分賦金が1人当たりどのぐらい、このふじみ衛生組合に対して支払われたかという形の負担額につきましては、2,290円ということで、比較的この決算年度とその前の年度につきましては、非常に低い値で出ております。また後ほどそれについては説明をさせていただきます。

あとそれから、7ページが総括表でございます。こちらが決算の総括表でございます。予算現額、それから、収入額等、そこにございまして、それぞれ収入額が63億余円、そこに記載のとおりでございます。それから、歳出が61億5,780万余円ということで、記載のとおり、歳入歳出差引残額は、先ほど管理者からのご説明のとおりでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。歳出の決算節別内訳でございますが、特徴点を申し上げますと、15番、工事請負費がその前の平成22年度と比較しまして、工事請負費51億ということで、これはトータル、新ごみ処理施設と、それから、リサイクルセンターの工事も含めると51億円ということで、非常に増えております。

それから下から2段目、特徴点でございますが、償還金の利子の支払いが決算年度から発生しておりますので、平成22年度と比較しますと、約405万円、利子の支払いということで皆増となっております。

9ページにつきましては、ごらんいただければと存じます。

10ページから16ページにかけましては、給与費の決算明細でございます。

10ページにつきましては、特別職でございます。人数等、平成22年度と変更ござい

ませんでしたので、ごらんいただければと存じます。

11ページ、一般職の総括表のところでございます。職員数等は変更はございません。給与費の総額はマイナスの333万7,311円ということで、それぞれ給与改定等の減額等を反映いたしまして、給料や手当の減となっております。

16ページまではごらんいただければと存じます。

17ページ、組合債の償還状況表でございます。そこに記載のとおり、利子の支払いが平成23年度から発生しておりますのとあわせまして、決算年度におきましても新たな起債、いわゆるこれは全て新ごみ処理施設の整備事業にかかるものでございますけれども、発行させていただきまして、発行額を載せてございます。

現債額等はそこのとおりでございます。

なお、借入先別については、国と、それから、東京都の区市町村振興基金でございますので、そこに記載のとおりでございます。

18ページにつきましては、分賦金の算出内訳表でございます。そこに記されたとおり、決算年度の内訳はそのような形で、均等割、処理量割、人口割という形になっております。三鷹市、調布市それぞれでございまして、トータルしますと、三鷹市の比率が50.1%、調布市の比率が49.9%でございました。

過去5年間の分賦金の内訳でございますが、そこに記載のとおりでございまして、一番下の23年度が右から2番目、1人当たりの負担額、先ほど申しました2,290円、その上、22年度も2,166円、その前が7,369円という形で、また、その前とも比較しましても、ここ決算年度2カ年、非常に負担が低いという形で運営をさせていただいております。

なお、19ページは、過去5年間におけるそれぞれ決算の比較表でございますので、ごらんいただければと存じます。

それから、20ページにつきましては、過去5年間におけるごみの搬入量の5年間の推移の実績でございます。

なお、売り払いの実績表がその下にございます。

引き続きまして、決算の詳細につきましては、まず歳入につきまして申し上げます。23ページをごらんいただきたいと思います。

分担金、負担金でございますが、分賦金については先ほど申し上げたとおりでございます。その分担金、負担金の2の分担金につきましては、2月のこの議会でも補正予算を出

させていただきました——前年度2月ですね。ことしの2月になりますけれども、震災復興特別交付税の金額がそのとおり歳入がございましたので、分担金としまして、特別交付税はそれぞれ三鷹市、調布市の両市のほうに入るというものでございましたので、国のほうからそれぞれの市に入った同額をふじみ衛生組合のほうに分担金として歳入をさせていただきますのでございます。

それから、2番が国庫支出金でございまして、いわゆる新ごみ処理施設における国庫補助金の金額、21億3,848万余円ということになっております。

財産収入につきましては、有価物の売却収入、先ほどの説明のとおりでございます。

繰越金については、そのとおりでございます。

諸収入の中で申し上げますと、雑入の中のその他の雑入の説明の中で、下から2行目、平成22年度の再商品合理化拠出金収入、平成22年度のものを23年度に容器包装リサイクル協会から支払われた合理化拠出金ということで、1億2,947万8,000円の歳入がございました。組合債につきましては、そこに記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。特徴点を申し上げます。27ページ、議会費につきましては、例年どおりの執行でございます。

次に、28ページ、総務費につきましても、ほぼ例年どおりの執行でございます。

29ページが事業費でございます。事業費につきましては、事業費の全体の執行率が99.3%ということございまして、そのうちの1のごみ処理場費がいわゆるリサイクルセンターの関係費でございます。こちらにつきましては、執行率96.5%でございます。そのごみ処理場費の目の2です。管理費でございますが、こちらがごみ処理場費の実際の運営するに当たっての費用を載せてあるものでございます。

その特徴点としまして、29ページの管理費の欄の右側の真ん中あたり、13行目になりますけれども、プラスチックの燃料化原料搬出の処理業務委託料、こちらが約2億6,000万円ほど。それから、その上がいわゆるリサイクルセンター業務委託の経費が2億8,000万円という形で、その2つが主な支出となっております。

それから、次のページをめくっていただきますと、先ほど、上の段の真ん中からちょっと下のところ、中央棟外壁及び屋上防水等の改修工事が1億710万円ということで、工事費を支出しております。

続きまして、その下、ごみ処理場建設費でございますが、こちらは新ごみ処理施設の建設費でございます。執行率は99.8%でございます。特徴点を申し上げますと、右側、

31ページでございます。31ページの項目の実績の4、工事請負費、新ごみ処理施設の工事費につきましては、49億3,887万4,028円、決算年度でお支払いをしたものでございます。

公債費については、これまでの説明のとおりでございます。

歳出合計につきましては、そこに記載のとおり、61億5,780万1,651円でございます。執行率が98.8%でございます。

決算につきましての説明は以上でございます。

続きまして、その次に財産に関する調書がございますので、それをごらんいただきたいと存じます。

まず1ページ目をお開きください。1ページ、2ページ、公有財産。土地、建物でございます。決算年度におきましては、土地、建物の変動はございませんでした。その前の年度は、いわゆる取り壊し等があった関係でたくさんありましたけれども、この決算年度におきましてはございませんでした。

なお、細かい話で恐縮ですが、16ページ以降、諸機器の部分で、決算年度中で買ったもの、あるいは廃棄したもの等がございますので、そこに記載させていただいております。16ページ、17ページがそのような形で増減があるところでございます。ごらんいただければと存じます。

なお、事務報告書につきましては、ごらんいただければと存じます。

私からの決算書等、審査書類の説明は以上でございます。

○議長（林明裕君） ありがとうございます。

続きまして、監査委員の審査意見を求めたいと思います。

○監査委員（黒田克司君） 監査委員の黒田でございます。平成23年度における当組合の決算審査につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき、広瀬監査委員とともに審査をいたしましたので、私が代表してその結果についてご報告いたします。

審査は、平成24年9月27日から10月25日まで行いました。

審査の対象は、平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の状況についてであります。

審査の手續といたしましては、管理者から提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか、計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的になさ

れているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認められました。

また、予算の執行は適正になされており、その概要は本意見書に記載のとおりであります。

決算の概要につきましては、主に計数の説明等でありますので、本意見書をご高覧願うこととし、省略させていただきますが、ふじみ衛生組合が事業主体となっている新ごみ処理施設については、今後も引き続き環境と安全を重視し、経済性に配慮した施設を目指して、平成25年度稼働に向けて着実に準備を進められたく要望しましたので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本組合の平成23年度決算審査の結果報告とさせていただきます。

○議長（林明裕君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りますが、歳入歳出一括して質疑を求めたいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、歳入歳出一括での質疑を求めてまいりたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） 決算説明書の23ページになります。その震災復興特別交付税相当分担金ということですが、当初のよりも減ったんですが、それはどんな理由かということが1つですね。

それから、本年2月17日に開かれた当組合議会に提案されたときに、先ほど申しあげましたけれども、協定書が示されて、女川町のがれきを受け入れるということが条件というふうに理解してきたんですけれども、他の議員の質問にもあったように、来年の3月時点で女川がなくなる。それから先については別の自治体のがれきということになるというふうに理解をしたんですけれども、そういうことで間違いはないでしょうか。その2点です。

○議長（林明裕君） それでは、荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 金額が減額された原因でございますけれども、

当初私どもとしましては、事業費全体についてこの特別交付税が充てられるというふうに認識していたところでございますが、交付金対象事業費に対して充てるというふうに国の方針で定まりましたので、その差額が減額されたものでございます。

それから、この交付税を返すか、返さないかということですが、これについては返す必要ないというふうに聞いております。

○議長（林明裕君） はい。2点、今答えましたけれども、もう1点。嶋崎委員。

○7番（嶋崎英治君） 私がお尋ねしたのは、女川町がなくなるということですよ、現地にも視察に行きましたから。その場合に他の自治体のを受け入れるということになるというふうに理解していいかというふうにお尋ねしたんですけれども。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 他の自治体につきましては、先ほど言いましたように、まだ東京都のほうからも予定を示されておられません。この交付税につきましては、私ども基本的に循環型社会交付金を受けているところが、この交付税が受けられるという、そういう仕組みになっておりましたものですから、いわゆる新ごみ処理施設そのものが発電施設をきちっと持っている施設であるという、まずそこの受けられる条件のところがこの特別交付税の対象になったということでございます。

○管理者（清原慶子君） 趣旨が違います。質問に教えてください。

○事務長（浜三昭君） はい。来年の受入れについてはまだ未定でございますので、お願いいたします。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） 2番目の質問にお答えいたしますが、当初、もし仮に三鷹市、調布市が一部事務組合として受け入れるとしたら、女川町のごみということがございましたけれども、この趣旨としては、被災地から今後ですね。何らかの経路を経て、ごみを私たちが処理することでご支援できるならば、その能力を持つ施設であるということで、この交付金、交付税をいただいておりますので、具体的に、何度も申し上げますが、平成25年4月以降、どの地域とするかということについては定まっておられませんけれども、いずれにしても、趣旨としては被災地復興に支援することが可能な施設として交付税をいただいておりますので、今後そのような取り組みをするときに、女川町は一旦そのことはなくなりますけれども、改めて取り組みが進むということになるというところまでしか、現時点では、何度も事務局、すみません、お答えしておりますが、そういうことでござい

ますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（林明裕君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。大城議員。

○10番（大城美幸君） 予算執行実績報告書及び決算説明書の31ページ最後のページですけれども、決算の中で一番大きな額を占めています工事請負費、新ごみ処理施設工事費なんです、ここはもう95%の執行率で、間もなく完成なんです、働いている人たちの労働条件の把握、そして、賃金の支払い状況等をどこまでふじみ衛生組合で把握し、どこまで関与できるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、事務報告書の14ページに、その他の契約で、委託業務関係契約修繕契約等の報告が、件数等、金額の報告がありますが、ちょっと細かな質問で申しわけないんですけども、特に修繕の中で、1件が50万円を超えるものというのはいくつぐらいあり、その今回の件数の中で市内業者を使ったものがあるかどうか、お聞かせいただきたい。市内といいますと、調布と三鷹両市なんです、使ったものがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） それでは、1点目につきましては、私のほうから説明させていただきます。

まず新ごみ処理施設工事等につきましては、それぞれその施設のほうでの今、労働安全委員会というものをつくっております、そこでそれぞれ毎月1回、室長が出席して、きちっと労働安全についての協議をしているという形になっております。

それから、それぞれの労働条件の把握につきましては、私ども元請でありますJFEとのやりとりということが中心でございますので、そこについての把握はできておりますが、そこからさらに下請といいますか、二次、三次というふうになりますと、そこについては、全て把握しているという状況ではございません。

私からは以上でございます。

○議長（林明裕君） 澤田センター長。

○リサイクルセンター長（澤田忍君） 私からは50万円を超える修繕の件数と、あと、市内業者の件の答えでございますけれども、まず50万円を超えるものなんですけれども、リサイクルセンターの修繕の件数自体が99件ありまして、この中のほとんどが50万円を超えるものでございます。

あと市内業者につきましては、基本的には工事請負費のほうで今回請け負った業者につ

きましては、残念ながら市外の業者のほうが多いんですけども、基本的には例えば修繕とか小さな工事等につきましては、三鷹市及び調布市の市内業者を優先して契約するような形にしております。

私からは以上でございます。

○議長（林明裕君） 大城議員。

○10番（大城美幸君） ご答弁ありがとうございます。最後のほうから行きます。ほとんど委託業務のほうは50万円を超えるものだというのですが、なぜ質問したかというのと、せっかくの仕事をやはり調布、三鷹の市内業者を活用しているかということが知りたかったので、ぜひできるだけ調布、三鷹の市内業者を活用するという姿勢を持っていただきたいということを要望します。

最初の質問なんですけれども、二次、三次の下請について全て把握しているわけではないということでしたけれども、やはりこの建物を安全なものをつくっていただくという点で、ちゃんと労働基準を守って、労働安全を守って働いていただく、そして、それに見合った報酬をきちんとしているかどうかということとを一人一人の労働者について私たち責任を持って見ていく必要があるかなというふうに思うんですね。こちらが払ったお金が正当に支払われているかというチェックも含めてやる上では、そのことも含めて必要ではないかと考えるので、やはりこの下請についても把握を今後していくべきではないかと思うんですが、どこまで関与できるのかということの質問にはお答えになっていないと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（林明裕君） 河村参与。

○参与（河村孝君） 両市ともいろんな形で、民間委託で出しておりますけれども、法令に反しない範囲で、今回のスキームは特に受けている事業者の自由裁量を重視した形でできておりますから、その範囲の中で法令に違反するとか、労働安全衛生上問題があるということであれば、もちろんちゃんとチェックをしていきたいと思いますが、一応そういう枠組みであるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○10番（大城美幸君） 結構です。

○議長（林明裕君） よろしいですか。はい。ほかにもございますか。緒方議員。

○6番（緒方一郎君） 歳出の31ページに、新ごみ処理施設建設の費用が出ておるわけですが、この費用で実際には工事は24年度にかかっているわけですけども、実際にはこれで工事費の全てを支払ったという形になっているんでしょうか。24年度に

繰り越して、まだあるものがあるのでしょうか。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 今回の新ごみ処理施設の工事でございますが、平成22年度、平成23年度、平成24年度と3年度にまたがる工事でございます。そして、今回、決算に出ていますのは、平成23年度の出来高に対する工事請負費の決算額でございますので、残りの24年度分の工事につきましては、24年度分の工事が終了した時点でお支払いいたします。ですので、約半分近くはまだお支払いはしていません。契約金額が101億6,400万円でございますので、約半分が24年度に支払われるという形になります。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） 実際にこれは契約にさかのぼりますけれども、その101億円を超えて、実際にもっとかかってしまったという場合にはどうなるのでしょうか。それはもう向こうで、あと運営費等もありますけれども、トータルの中でちゃんとやってくれるのか、補正をまた立てなきゃいけないのか、その辺どうなっていましたでしょうか。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 101億6,400万円の中で行っていただくというのが原則でございますが、例えば震災とか、当初予定してなかった、何らかの原因で例えば建物が傷ついてしまったとかいうことであれば、それは契約上、ふじみ衛生組合のほうで負担をするというふうになっています。通常の工事の範囲内であれば、民間事業者のほうで、予算の範囲でおさめていただくということになります。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） そうすると、もしその金額を超えて費用がかかった、例えば今いろんなところで人件費の高騰とか、それから、人を手当する場合にプラスしないと人が来てくれないとか、あるいは材料費の高騰とかいうようなものがあって、つまり、震災とかそういうイレギュラーなものではなくてなった場合というのは、費用のプラスの分については、業者の責任で負うと、こちらから新たな支出はないと。それと、それからトータルで請け負う、例えばそれはもうそれでJFEさんで完結することで、その後の運営費との運用、流用というのは一切ないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 前半の部分で若干補足をさせていただきます。

物価変動につきましては、契約書上、いろいろな指数を用いて、計算をいたしまして、一定以上物価が上昇した場合については、J F E側からの申し出により、協議をするということになっております。

それから、J F Eエンジニアリング株式会社と、運営を行いますエコサービスふじみ株式会社は、別会社でございますので、経理も別になりますから、建設工事と運営費を一体的に経理するというようなことはございません。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） じゃ、最後にこの23年度中においては、特にJ F Eさん側から、ちょっとお金がかかり過ぎるとか、負担が増えてきているよというような協議や相談はなかったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） そのとおりでございます。

○議長（林明裕君） ほかにございますか。澤田センター長。

○リサイクルセンター長（澤田忍君） すみません。先ほど大城議員から言われた50万円を超える件数の修繕の件ですけれども、すみません。訂正させていただきます。99件のうち、50万円を超える件数につきましては約2割ほどですね。8割は50万円以下の件数でございます。すみません。おわびいたします。申しわけございませんでした。

○議長（林明裕君） よろしゅうございますか。はい。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） それでは、質疑を打ち切ります。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。嶋崎委員。

○7番（嶋崎英治君） それでは、討論させていただきます。本年2月17日に開かれた当組合議会に提案された補正予算、調布市、三鷹市に交付される震災復興特別交付税の相当額を両市の分担金として受け入れるという案件のときにも申し上げましたけれども、私はあくまでも自区内処理が原則ということと、安全であるということであるのならば、遠方まで輸送するのではなく、その輸送の費用を考えれば、その費用を震災の復興地に充てるべきだというふうに今も思っております。

そして、つい先日も大阪で受け入れの説明会で住民4人が不当逮捕されるという事件まで発展している。全国で、このがれきの受け入れをめぐる、住民間でもいろんな意見があって、対立まで生まれているということで鑑みますと、やっぱり広域処理ではなく、自

区内処理ということの中で、あるいは現地の共同処理という中で処理すべきだというふう  
に考えます。

この案件を除いて、他のことについては賛成いたします。したがって、震災復興特別分  
担金のところを除いて、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（林明裕君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） それでは、討論を打ち切ります。

これより採決に移ります。議案第9号、平成23年度ふじみ衛生組合歳入歳出決算の認  
定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） 満場一致と認めます。よって、本案は原案のとおり認定されまし  
た。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

これにて、平成24年第4回ふじみ衛生組合議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

午後0時12分閉会

以上会議の顛末を書き、その相違ない  
ことを証するためここに署名する。

平成24年11月15日

ふじみ衛生組合議会議長      林 明裕

ふじみ衛生組合議員3番      鮎川 有祐

ふじみ衛生組合議員8番      宍戸 治重